

平成23年大阪市条例第25号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第23条の2の14中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第23条の3第1項中「第9条の3第7項」を「第9条の3第8項」に改める。

第23条の14第3項中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改める。

第35条第1項中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第37条第1項及び第2項中「第15条の2の6」を「第15条の2の7」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。